

事務連絡

平成23年3月31日

社団法人 日本医療法人協会御中

厚生労働省健康局

総務課

疾病対策課

結核感染症課

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

母子保健課

厚生労働省社会・援護局

保謹課

援護企画課

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

精神・障害保健課

健康行政、社会福祉行政につきましては、日頃より多大なる御協力を賜り心から御礼申し上げます。

東北地方太平洋沖地震による被災者の公費負担医療の取扱いについては既に御連絡したところですが、今般、医療費の請求等の事務について、別添のとおり各都道府県民生・衛生主管部（局）あて通知いたしましたので御連絡いたします。

貴職におかれましても会員への周知を図っていただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

用件のみにて失礼いたしますが、緊急事態であることを御理解の上、御協力賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

今般の事務連絡の概要

(東北地方太平洋沖地震による被災者の公費負担医療の請求等の取扱いについて)

1. 内容

震災により手帳等を提示せず公費負担医療を受けた方の医療費の請求等の取扱いについて、公費負担者番号の法別番号2桁を付すとともに、摘要欄の余白に被災前の住所を記載等して請求することとするもの。

なお、「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて」(平成23年3月15日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡)により一部負担金等の支払いを猶予された者に係る請求の取扱いについては、公費負担医療を受診したものと含め、「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関する診療報酬等の請求の取扱いについて」(平成23年3月29日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡) 3(3)②によることとしている。

2. 関連する事務連絡

- 東北地方太平洋沖地震による被災者に係る被保険者証等の提示について(平成23年3月11日付け事務連絡、保険局医療課)
- 東北地方太平洋沖地震による被災者の公費負担医療の取扱いについて(平成23年3月1日付け事務連絡、健康局総務課・疾病対策課・結核感染症課、雇用均等・児童家庭局母子保健課、社会・援護局保護課・援護企画課、社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課)
- 東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて(平成23年3月15日付け事務連絡、保険局医療課)
- 東北地方太平洋沖地震による被害者の公費負担医療の取扱いについて(その2)(平成23年3月18日、健康局疾病対策課、雇用均等・児童家庭局母子保健課)
- 東京電力株式会社等による計画停電に係る公費負担医療の取扱いについて(平成23年3月23日付け事務連絡、健康局疾病対策課、雇用均等・児童家庭局母子保健課、社会援護局障害保健福祉部精神・障害保健課)
- 東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関する診療報酬等の請求の取扱いについて(平成23年3月29日付け事務連絡、保険局医療課)

事務連絡
平成23年3月31日

各都道府県 民生・衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局

総務課

疾病対策課

結核感染症課

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

母子保健課

厚生労働省社会・援護局

保護課

援護企画課

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

精神・障害保健課

東北地方太平洋沖地震による被災者の公費負担医療の請求等の取扱いについて

標記公費負担医療の取扱いについては、既に連絡したところですが、今般、医療費の請求等の事務について、下記のとおり取扱うこととするので、貴管下関係機関への周知方をよろしくお願いします。

なお、診療報酬の請求等の事務については、平成23年3月29日付けで、保険局医療課より、事務連絡が別途発出されていることを申し添えます。

記

「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて」（平成23年3月15日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡）により一部負担金等の支払いを猶予された者（以下「一部負担金猶予者」という。）に係る請求の取扱いについては、公費負担医療を受診した者を含め、「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関する診療報酬等の請求の取扱いについて」（平成23年3月29日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡。以下「平成23年3月29日付け事務連絡」という。）3（3）②によることとしているが、一部負担金猶予

者以外の者であつて、手帳等を指定医療機関等に提示せず公費負担医療を受診した者に係る請求についての各公費負担医療毎の具体的な取扱いは、別紙の方法によられたいこと。

(1) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律

- ① 医療機関等は、原爆医療の対象の申し出があった場合は、可能な限り「認定疾病医療」(法第10条関係)若しくは「一般疾病医療」(法第18条関係)であったかを特定すること。
- ② ①により特定ができた場合は、診療報酬明細書(以下「明細書」という。)の記入に当たっては、公費負担者番号(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による認定疾病医療「18」、一般疾病医療費「19」)を付すとともに、摘要欄の余白に被災前の住所を記載し、審査支払機関に請求すること。
なお、同一の者について「18」と「19」を請求する場合には、それぞれ別々の明細書で請求すること。
ただし、受給者番号が確認できた場合には記載することとし、この場合においては、住所を記載する必要はないこと。
- ③ どうしても特定できない場合は、当該患者の明細書については、上部左上空欄に赤色で原爆と表示するとともに、摘要欄の余白に住所を記載し、審査支払機関に請求することとする。

(2) 毒ガス障害者救済対策事業

医療機関等は、毒ガス障害者救済対策事業で受診した者の請求については、広島県健康福祉局総務管理部被爆者対策課(電話番号082-513-3115)に必ず照会した上で、毒ガス障害者医療費請求書を用いて広島県健康福祉局総務管理部被爆者対策課に請求すること。

(3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

医療機関等は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2の結核患者に対する医療の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による結核患者の適正医療「10」)を付すとともに、摘要欄の余白に被災前の住所を記載し、可能な範囲内で本事業の対象疾患名を記載の上、審査支払機関に請求すること。

ただし、受給者番号が確認できた場合には記載することとし、この場合においては住所を記載する必要がないこと。

(4) 特定疾患治療研究事業等

医療機関等は、特定疾患の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号(特定疾患治療費及び先天性血液凝固因子障害等治療費「51」)を付すとともに、摘要欄の余白に被災前の住所を記載し、可能な範囲内で本事業の対象疾患名を記載の上、審査支払機関に請求すること。

ただし、受給者番号が確認できた場合には記載することとし、この場合においては住所を記載する必要がないこと。

(5) 肝炎治療特別促進事業

医療機関等は、肝炎治療特別促進事業に係る医療の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号（肝炎治療特別促進事業に係る医療の給付「3・8」）を付すとともに、摘要欄の余白に被災前の住所を記載し、審査支払機関に請求すること。

ただし、受給者番号が確認できた場合には記載することとし、この場合においては住所を記載する必要がないこと。

(6) 児童福祉法

① 医療機関等は、児童福祉法第20条の児童に対する医療の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号（児童福祉法による療育の給付「1・7」）を付すとともに、摘要欄の余白に被災前の住所を記載し、審査支払機関に請求すること。

ただし、受給者番号が確認できた場合には記載することとし、この場合においては住所を記載する必要がないこと。

② 医療機関等は、児童福祉法第21条の5の小児慢性特定疾患治療研究事業に係る医療の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号（児童福祉法による小児慢性特定疾患治療研究事業に係る医療の給付「5・2」）を付すとともに、摘要欄の余白に被災前の住所を記載し、可能な範囲内で本事業の対象疾患名を記載の上、審査支払機関に請求すること。

ただし、受給者番号が確認できた場合には記載することとし、この場合においては住所を記載する必要がないこと。

(7) 母子保健法

医療機関等は、母子保健法第20条の未熟児に対する医療の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号（母子保健法による養育医療「2・3」）を付すとともに、摘要欄の余白に被災前の住所を記載し、審査支払機関に請求すること。

ただし、受給者番号が確認できた場合には記載することとし、この場合においては住所を記載する必要がないこと。

(8) 生活保護法

医療機関等は、生活保護法による医療扶助で受診した者の請求については、原則として、福祉事務所に必要な事項を確認することとし、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号（生活保護法による医療扶助「1・2」）を付すとともに、摘要欄の余白に被災前の住所を記載し、審査支払機関に請求すること。

ただし、受給者番号が確認できた場合には記載することとし、この場合においては住所を記載する必要はないこと。

(9) 戦傷病者特別援護法

医療機関等は、戦傷病者特別援護法第4条第1項第2号の認定を受けた戦傷病者の当該認定に係る公務上の傷病に対する医療を取り扱った場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号（戦傷病者特別援護法による療養の給付「13」）を付すとともに、摘要欄の余白に被災前の住所を記載し、審査支払機関に請求すること。

ただし、受給者番号が確認できた場合には記載することとし、この場合においては、住所を記載する必要はないこと。

(10) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律

医療機関等は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療支援給付で受診した者の請求については、原則として、支援給付の実施機関に必要な事項を確認することとし、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項に規定する医療支援給付「25」）を付すとともに、摘要欄の余白に被災前の住所を記載し、審査支払機関に請求すること。

ただし、受給者番号が確認できた場合には記載することとし、この場合においては、住所を記載する必要はないこと。

(11) 障害者自立支援法

医療機関等は、障害者自立支援法第5条第18項に規定する自立支援医療（更生医療、育成医療及び精神通院医療）の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号（障害者自立支援法による更生医療「15」、育成医療「16」及び精神通院医療「21」）を付すとともに、摘要欄の余白に被災前の住所を記載し、審査支払機関に請求すること。

ただし、受給者番号が確認できた場合には記載することとし、この場合においては、住所を記載する必要はないこと。

※1 なお、明細書については電子レセプトによる請求でなく紙レセプトにより請求すること。ただし、紙レセプトの出力が困難な場合には電子レセプトにより請求することも差し支えない。

※2 電子レセプトにより請求する場合においては、以下の点を参考にすること。

- ①公費負担者番号が確認できない場合には、「法別2桁+888888（6桁）」を記録し、併せて摘要欄の先頭に「住所」を記録すること。
また、受給者番号が確認できない場合においては、「9999999（7桁）」を記録すること。
- ②公費負担者番号が確認でき、受給者番号が確認できない場合においては、「99

99999(7桁)」を記録し、摘要欄の先頭に「不詳」を記録すること。

※3一部負担金猶予者については、平成23年3月29日付け事務連絡のとおり、患者負担分がゼロであるため、保険優先の公費負担医療（特定疾患治療研究事業【法別番号 51】などの「公費併用レセプト」となるもの。）の対象にならない。このため、一部負担金等の支払を猶予した場合には、従来、公費併用レセプトとして請求する方のものであっても、明細書は医保単独として取り扱い、公費負担者番号及び公費受給者番号は記載を要しない。

ただし、平成23年3月29日付け事務連絡において「赤色で災2と記載する」とされているものについては、公費負担者番号及び公費受給者番号を記載し、レセプト共通レコードの「レセプト特記事項」に「97」、摘要欄の先頭に「災2」を記録すること。

〈別添〉

事務連絡
平成23年3月29日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関する
診療報酬等の請求の取扱いについて

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災に関する診療報酬等の請求の事務については、下記のとおり取扱うこととするので、貴管下関係団体への周知徹底を図るようよろしくお願いしたい。

記

1 平成23年3月診療分に係る診療報酬等の請求について

平成23年3月診療分に係る診療報酬等の請求については、今回の地震による被災により診療録等を滅失又は棄損した場合、あるいは地震発生直後における診療行為については十分に把握することが困難である場合の対応として、下記（1）又は（2）の場合において下記により概算請求を行うことができるものとすること。

（1）診療録等の滅失等の場合の概算による請求

今回の地震により診療録等を滅失又は棄損した保険医療機関、保険薬局又は訪問看護ステーションについては、平成23年3月11日以前の診療等分については概算による請求を行うことができるものであること。

この場合にあって、同年3月12日以降に診療等を行ったときは、同年3月12日以降の診療等分については原則として通常の手続きによる請求を行うこと。

（2）被災後に診療を行った場合の概算による請求

災害救助法適用地域（東京都の区域を除く。）に所在する医科に係る保険医療機関であって、平成23年3月12日以降に診療を行ったものについては、当該保険医療

機関の状況に鑑み通常の手続きによる請求を行うことが困難な場合には、同月1か月分を通して概算による請求を行うことができるものであること。

(3) 通常の手続による請求を行う方法

上記(1)及び(2)による場合以外については、下記3により、診療報酬等の請求を行うものとすること。

2 概算請求を行う場合の取扱いについて

(1) 概算による請求を選択する保険医療機関等については、やむを得ない事情がある場合を除き、平成23年4月13日までに概算による請求を選択する旨、各審査支払機関に届け出ること。

(2) 診療報酬等の算出方法

原則として平成22年11月診療等分から平成23年1月診療等分までの診療報酬等支払実績により（当該保険医療機関等について特別な事情がある場合には、別途保険医療機関等と調整をする。）、下記①から③により算出し、それを合計して支払を行うこととなる（③を加算することができるのは上記1(2)の請求を行う医科に係る保険医療機関のみ）ため、各保険医療機関等においては、別紙の様式により、当該保険医療機関等の平成23年3月の入院、外来別の診療実日数（※1）を合わせて届け出るものとすること。

なお、保険薬局又は訪問看護ステーションについては、外来分として取り扱うものとする。

① 入院分

平成22年11月～平成23年1月

入院分診療報酬等支払額

平成23年3月の入院診療

× 実日数（※1）

92

② 外来分

平成22年11月～平成23年1月

外来分診療報酬等支払額

平成23年3月の外来診療

× 実日数（※1）

70

(※1) 上記1(1)の請求を行う保険医療機関等については、平成23年3月1日までの診療等実日数。

- ③ 平成23年3月12日以降の診療増（入院診療の増加、地震発生直後における時間外診療分）及び一部負担金等の猶予分

平成22年11月～平成23年1月
入院分診療報酬等支払額 平成23年3月12日以降
× の入院診療実日数 × (0.05+0.038)
9 2

平成22年11月～平成23年1月
外来分診療報酬等支払額 平成23年3月12日以降
+ × の外来診療実日数 × (0.047+0.038)
7 0

- (3) 上記1(1)に該当する保険医療機関等であって、上記1(2)に規定する地域以外の区域に所在するものについては、罹災証明書又は罹災届出証明書を併せて各審査支払機関に提出すること。
- (4) この方法の対象となる請求の範囲については、公費負担医療に係るものについても含まれること。
- (5) この方法による請求を選択した保険医療機関等については、この方法による概算額をもって平成23年3月分の診療報酬等支払額を確定するものであること。

3 通常の方法による請求を行う場合の取扱いについて

(1) 請求書の提出期限について

平成23年3月診療分（4月提出分）に係る診療報酬請求書等の提出期限については、災害救助法の適用地域（東京都の区域を除く。）に所在する保険医療機関等に限り、平成23年4月13日とすること。

また、提出期限に遅れたものについては、翌月以降に提出するものとすること。

(2) 被保険者証等を保険医療機関に提示せずに受診した者に係る請求の取扱いについて

被保険者証等を保険医療機関に提示せずに受診した者に係る請求については、以下の方法により診療報酬の請求を行うものとすること。

- ① 保険医療機関においては、受診の際に確認した被保険者の事業所等や過去に受診したことのある医療機関に問い合わせること等により、また、窓口で確認した事項等により、可能な限り保険者等を記載すること。
- ② 保険者を特定した場合にあっては、当該保険者に係る保険者番号を診療報酬明細書（以下「明細書」という。）の所定の欄に記載すること。
なお、被保険者証の記号・番号が確認できた場合については、当該記号・番号を記載することとし、当該記号・番号が確認できない場合にあっては、明細書の欄外上部に赤色で不詳と記載すること。
- ③ 上記①の方法により保険者を特定できないものにあっては、住所又は事業所名、患者に確認している場合にはその連絡先について、明細書の欄外上部に記載し、当該明細書について、国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）へ提出する分、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）へ提出する分、それぞれについて別に束ねて、請求するものとすること。

なお、請求において、国民健康保険の被保険者である旨、国民健康保険組合の被保険者である旨及び後期高齢者医療の被保険者である旨を確認した者に係るものについては国保連に、被用者保険の被保険者等である旨を確認した者に係るものについては支払基金に請求するものとする。また、支払基金か国保連のいずれに提出するべきか不明なレセプトについては、保険医療機関において、可能な限り確認した上で、個別に判断し、いずれかに提出すること。

- ④ 保険者が特定できない場合の診療報酬請求書の記載方法については、国保連分は、当該不明分につき診療報酬請求書を作成する方法で、支払基金分は、診療報酬請求書の備考欄に未確定分である旨を明示し、一括して所定事項を記載すること。

(3) 医療機関の窓口において一部負担金の支払いを猶予したものに関する取扱い

- ① 「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて」(平成23年3月15日付け医療課事務連絡)により一部負担金等の支払いを猶予された者については、当該猶予措置等の対象となる明細書と猶予措置等の対象とならない明細書を別様にして請求すること。

なお、猶予措置等に係る明細書については、明細書の欄外上部に赤色で^(災1)と記載するとともに、猶予措置等に係る明細書と猶予措置等の対象とならない明細書の双方を2枚1組にし、通常の明細書とは別に束ねて提出すること。

ただし、猶予措置等に係る診療等とそれ以外の診療等を区別することが困難な明細書については、赤色で^(災2)と記載すること。

また、猶予措置等に係る明細書の減額割合等の記載については、「診療報酬請求書等の記載要領等について」(昭和51年8月7日保険発第82号)に基づき、記載すること。

- ② 一部負担金等の猶予をしたときには、患者負担分がゼロであるため、保険優先の公費負担医療(特定疾患治療研究事業【法別番号51】などの「公費併用レセプト」となるもの。)の対象にならない。このため、一部負担金等の支払を猶予した場合には、従来、公費併用レセプトとして請求する方のものであっても、明細書は医保単独として取り扱い、公費負担者番号及び公費受給者番号は記載を要しない。

(参考) 被保険者証の記号・番号は不明で、かつ、一部負担金等を猶予した場合には、
^(不詳) ^(災1)と記載することとなる。

(4) 調剤報酬等の取扱いについて

調剤報酬の請求及び訪問看護療養費の取扱いについても、上記と同様の取扱いとすること。

なお、調剤報酬に関し、窓口で住所又は事業所名を確認していない場合については、処方せんを発行した保険医療機関に問い合わせること等により、保険者の確認を行うこととし、平成23年4月以降の調剤分については、住所又は事業所名を確認すること。

4 レセプト電算処理システムの取扱いについて

レセプト電算処理システムに参加している保険医療機関等において、保険者が特定できない者等に係る診療報酬明細書等については、電子レセプトによる請求でなく紙レセプ

トにより請求すること。ただし、紙レセプトの出力が困難な場合には電子レセプトにより請求することも差し支えない。（電子レセプトにより請求する際には別添の事項を参考として記載すること。）

5 4月診療分及び5月診療分の診療報酬等の請求の取扱いについて

4月診療分及び5月診療分の診療報酬等の請求の取扱いについては別途連絡すること。

(別紙)

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に伴う被災に関する概算による
診療報酬請求に関する届出書(平成23年3月診療分)

保険医療機関コード・薬局コード・ステーションコード	
東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に伴う被災に関する概算による診療報酬の 請求を行いたいので、次のように届け出ます。	
保険医療機関等の 所在地 及び 名称 :	平成 年 月 日
審査支払機関 殿	開設者名・事業者氏名 : 印
1 次のうち、該当するものに○を付すこと。 ア 診療録が滅失又は棄損した保険医療機関、保険薬局等（3月12日以降診療を行った医科 に係る保険医療機関については、同日以降の診療について通常の方法で請求するもの） イ 災害救助法適用地域（東京都の区域を除く）に所在する保険医療機関（医科）であって、 3月12日以降に診療を行い、当該保険医療機関の状況に鑑み通常の手続きによる請求を行 うことが困難なため、3月の1ヶ月分を通して概算による請求を行うもの	
2 平成23年3月の診療実日数を記入すること。 [入院・外来別診療実日数] (外来診療実日数) (入院診療実日数) 3月分 ____ 日間(11日以前) 3月分 ____ 日間(11日以前) ____ 日間(12日以降) ____ 日間(12日以降)	

電子レセプトの記録に係る留意事項

本事務連絡に基づき診療報酬等を請求する場合には、電子レセプトの記載について以下の点に留意すること。なお、システム上の問題等によりこれらの方法によって電子レセプトによる請求ができない場合には、紙レセプトにより請求することとする。

1. 事務連絡 3 (2) ②関連（保険者を特定できた場合）

保険者を特定した場合であって、被保険者証の記号・番号が確認できない場合は、

- 被保険者証の「保険者番号」を記録する
- 被保険者証の「記号」は記録しない
- 「番号」は「999999999 (9桁)」を記録する
- 摘要欄の先頭に「不詳」を記録する
- 保険者番号が不明な場合には、「保険者番号」は「99999999 (8桁)」を記録し、摘要欄に住所又は事業所名、患者に確認している場合にはその連絡を記録する。

2. 事務連絡 3 (2) ③関連（保険者を特定できない場合）

保険者を特定できない場合には、

- 「保険者番号」は「99999999 (8桁)」を記録する
- 被保険者証の記号・番号が確認できた場合は記号・番号を記録する
- 被保険者証の記号・番号が確認できない場合は上記1と同様に、
 - 「記号」は記録しない
 - 「番号」は「999999999 (9桁)」を記録する
 - 摘要欄の先頭に住所又は事業所名、患者に確認している場合にはその連絡先を記録する

3. 事務連絡 3 (3) ①関連

本事務連絡 3 (3) ①において、「明細書の欄外上部に赤色で災1と記載する」とされているものについては、「レセプト共通レコードの「レセプト特記事項」に「96」、保険者レコードの「減免区分」に「3：支払猶予」、摘要欄の先頭に「災1」と記録すること。

また、「災2と記載する」とされているものについては、「レセプト共通レコードの「レセプト特記事項」に「97」、保険者レコードの「減免区分」に「3：支払猶予」、摘要欄の先頭に「災2」と記録すること。

4. 事務連絡 3 (4) 関連（調剤レセプトの場合）

処方せんを発行した保険医療機関について、「都道府県番号」、「点数表番号」又は「医療機関コード」のいずれかが不明な場合には、「都道府県番号」、「点数表番号」及び「医療機関コード」の全てを記録せず、「保険医療機関の所在地及び名称」欄に、当該保険医療機関の所在地及び名称を記録すること。

厚生労働省より協力を依頼した団体

(社) 日本医師会

(社) 日本歯科医師会

(社) 日本薬剤師会

(社) 日本病院会

(社) 全日本病院協会

(社) 日本医療法人協会

(社) 日本精神科病院協会

(社) 日本精神神経科診療所協会

社会保険診療報酬支払基金

(社) 国民健康保険中央会